

神戸市不妊を心配する方へのペア検査（不妊ペア検査）助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、その経済的負担の軽減を図るため、不妊の検査に要する費用の助成に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において「不妊症」とは、「生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある期間避妊すること無く性交渉をおこなっているにもかかわらず、妊娠の成立を見ない場合を不妊といい、妊娠を希望し医学的治療を必要とする場合」をいう。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、神戸市とする。

（助成対象者）

第4条 本事業の助成対象者（以下、「対象者」という。）は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 神戸市内に申請日現在、夫婦のいずれかが住所を有しており、法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること。
- (2) 当該助成に係る検査を行った期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること。
- (3) 夫婦そろって受診した者（やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が原則 3 ヶ月以内の場合は可）。
- (4) 申請に係る検査について、他の自治体が実施する不妊の検査の助成を受けていないこと。

（助成内容）

第5条 助成の対象となる費用は、対象者が日本国内の医療機関で受けた、医療保険が適用されない不妊の検査に要した費用とする。

2 助成する額は、前項の 7 / 10 とする。上限 5 万円とする。

3 助成回数は、夫婦 1 組につき 1 回とする。

（助成の申請）

第6条 対象者は、原則として検査を実施した日の属する年度内（3月31日まで）に、神戸市不妊治療ペア検査助成事業申請書（様式第1号）、神戸市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書（様式第2号）及び必要書類を添えて、市長に申請を行うものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、その結果を申請者に書面により通知するものとする。ただし、不承認と決定したときは、その理由を付して通知しなければならない。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成を受け、また受けようとすることが明らかと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

(補則)

第9条 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせて行う混合診療を認めるものではなく、保険外診療である不妊の検査を受けた場合の自己負担の一部を助成するものである。

2 本事業でいう「不妊の検査」には一般不妊治療、特定不妊治療および当該治療に係る検査、不育症に係る治療および検査、婦人科健診等は含まれない。

3 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年8月1日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年4月1日改正)

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正後の第4条の規定は、令和5年4月1日以降に終了した検査について適用し、同日前に終了した検査については、従前の要綱を適用する。

附 則 (令和7年4月1日改正)

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行前に既に交付されているこの要綱による改正前の様式による文書であって、この要綱の施行後の申請に際して使用されるものについては、この要綱による改正後の様式による文書とみなす。